

(4) 保育サービス等の充実

【課題】

- ・ 共稼ぎ世帯の増加などにより、保育所や放課後児童クラブのニーズが増加している。
【女性の就業者率(15～54歳、有配偶者)：(H15)52.9%→(H20)55.8%】
- ・ 保育サービスが不十分と感じている人が増えている。
【仕事と子育てを両立する上での問題点として「認可保育所やその他の保育サービスが不十分」(H18) 24.6%→(H20) 29.0% (H20道「少子化に関する道民意識調査」)】
- ・ 多様な保育サービスが、全国に比べて普及していない。
【特別保育の実施状況(H19)：延長保育 北海道44.6%、全国65.9%
一時預かり 北海道27.2%、全国31.5%】
- ・ 都市部においては、保育所定員が一杯で入所できない子どもが多く、その他の地域では、3歳未満の乳幼児の受け入れ体制が整っていない地域がある。
【50名以上の待機児童を有する保育計画作成自治体：H20 札幌市、旭川市
H20その他の待機児童発生自治体：5か所】
- ・ 少子化や過疎化の進展により、社会性を身につけるために必要な地域の子ども集団の中での保育サービスが確保されにくい。

【施策の目標と主な取組】

11 多様な保育サービスの充実

- 多様なニーズに応じた保育サービスの提供促進（通常保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、特定保育、トワイライトステイ、ショートステイ）
 - ★ 潜在的ニーズを含めて必要とされる保育サービス量を確保するための、保育所の整備
 - ★ 特別保育事業の課題解決のための、関係団体や機関との協議の場の設置
 - ★ 乳児や障がい児の保育に関する専門研修の充実などの受け入れ体制を整備促進
 - ★ 認可外保育施設の認可化移行支援
- 家庭的保育事業の推進
 - ★ 先行事例の紹介や、法定化に伴う説明会の開催
 - ★ 家庭的保育従事者の養成及び質の向上のための研修の実施
- 幼稚園における保育サービスの促進
 - ★ 地域の実情に応じた子育て支援サービスとしての預かり保育の充実

12 放課後児童の健全育成

- 放課後児童対策の推進
 - ★ 放課後児童クラブの設置及び充実した活動が出来る環境づくりを促進
 - ★ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携事例や放課後児童対策の先進事例の調査、事例研究の実施
 - ★ 放課後子どもプランを推進するための研修会の充実

- 障がい児の受入れ促進
 - ★障がい児の受入に係る職員研修の充実

13 子育ての相互援助活動の促進

- 相互援助活動の促進
 - ★育児や家族の介護に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの活動を促進

14 保育所の待機児童の解消

- 保育所受入れ児童数の計画的拡充
 - ★増大する保育ニーズに対応できるよう「安心こども基金」を活用した保育所の緊急的な整備のほか、認定こども園の設置や家庭的保育事業の実施促進

15 保育所と幼稚園の連携促進

- 認定こども園の設置促進
 - ★地域の実情に応じた認定こども園の活用方法について、開設希望者や市町村に向けた説明会の開催や、先駆的な実践例に関する研修の実施など普及啓発の推進
 - ★申請事務のさらなる簡素化の検討や相談窓口の一本化に向けた体制整備など認定事務の改善
- 幼児教育との連携
 - ★『北海道幼児教育振興プログラム「幼児教育すこやかプラン」』に基づいた取組の推進

16 良質な保育サービスの確保と情報提供の充実

- 保育士等への研修の充実
 - ★北海道社会福祉研修所への委託研修の充実及び団体が行う研修への支援や情報提供
 - ★復職を希望する保育士への研修の実施
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
 - ★障がい児保育や子育て支援に係る研修の充実
 - ★発達支援を必要とする子どもにかかる保育所への専門支援の促進
 - ★児童虐待に関する専門研修の充実
- 保育所運営体制の整備とサービス評価の促進
 - ★指導事項に係るガイドラインや事例集の作成など、保育所の運営指導の充実や課題別研修の開催
 - ★自己評価や第三者評価を促進するための研修会の開催や広報啓発活動の実施

- 保育の課題に関する調査研究の支援、活用
 - ★特別保育事業の基盤を整備するための関係団体との連携や協議、調査研究活動への協力

- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
 - ★保育所における専門職の活用や地域の産業・文化の専門的な人材との連携の促進

- 保育サービスの情報提供の充実
 - ★認可保育所をはじめ、事業所内保育所や市町村単独保育室、特別保育事業や幼稚園の情報など、保育に関する基本情報の提供

